

傍聴に当たっての留意事項

福島県森林審議会を傍聴する場合、下記の事項に従って、傍聴していただきます。

記

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに社名（または住所）及び氏名を所定の用紙に記入し、事務局の指示にしたがって会場に入室してください。
- (2) 受付は先着順に行いますが、会場の広さの制約により、傍聴者が多数の場合は入室をお断りすることがありますので御了承願います。

2 傍聴に当たって守るべき事項

- (1) 会議を傍聴されるに当たっては、次の事項を守ってください。
 - ア 会議開催中は、静粛に傍聴すること。
 - イ のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯または着用しないこと。
 - ウ 会場における発言に対して批評を加え、または、拍手その他の方法により
 - エ 談話をし、または騒ぎ立てるなど、会議の妨害となるような行為をしないこと。
 - オ 会場において、飲食または喫煙をしないこと。
 - カ 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
 - キ その他、会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 上記2のほか、傍聴される方は、事務局の指示に従ってください。御不明な点は、係員にお聞きください。
- (2) 傍聴される方が以上のことを守られない場合、退場していただくことがあります。
- (3) 会議中、会場の秩序維持ができなくなった場合、及び緊急的に公開できない事項を取り扱う必要が生じた場合は、会議を途中で非公開とする場合がありますので、あらかじめ御了承願います。